

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年12月26日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第7号

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例  
施行規程の一部を改正する規程

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の構造及び材質) 第8条 (略) 2 給水装置工事は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。） <u>第6条</u> に規定する基準により設計し、施行しなければならない。 3 企業長は、条例第11条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令 <u>第6条</u> に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。 4 (略)	(給水装置の構造及び材質) 第8条 (略) 2 給水装置工事は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。） <u>第5条</u> に規定する基準により設計し、施行しなければならない。 3 企業長は、条例第11条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令 <u>第5条</u> に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。 4 (略)
(給水管及び給水用具の指定) 第10条 (略) 2 (略) (1) <u>産業標準化法</u> （昭和24年法律第185号） <u>第30条第1項</u> の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により <u>鉦工業品</u> 又はその <u>包装、容器</u> 若しくは送り状に同法 <u>第20条第1項</u> に規定する <u>日本産業規格</u> に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表	(給水管及び給水用具の指定) 第10条 (略) 2 (略) (1) <u>工業標準化法</u> （昭和24年法律第185号） <u>第19条第1項</u> の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により <u>鉦工業品</u> 又はその <u>包装容器</u> 若しくは送り状に同法 <u>第17条第1項</u> に規定する <u>日本工業規格</u> に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示

<p>示が付されたもの</p> <p>(2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関がその品質を認証したもの</p> <p>(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、製品の政令第6条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>が付されたもの</p> <p>(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関がその品質を認証したもの</p> <p>(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、製品の政令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。